

午前九時〇〇分開議

○議長（谷重幸君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は9人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 報告第1号 専決処分事項の報告（令和2年度美浜町一般会計補正予算（第6号））についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） おはようございます。

報告第1号 専決処分事項の報告（令和2年度美浜町一般会計補正予算（第6号））について細部説明を申し上げます。

本専決処分事項については、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,500千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を49億64,165千円とするものでございます。

まず、3ページ、第2表地方債補正の追加は、入山周囲1号線災害復旧事業の追加によるものでございます。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

7ページ、国庫支出金、国庫負担金、災害復旧費国庫負担金、公共土木施設災害復旧費国庫負担金1,000千円の追加は、入山周囲1号線災害復旧事業の国庫負担金でございます。補助率は3分の2でございます。

町債、災害復旧事業債、公共土木施設災害復旧事業債2,500千円の追加は、入山周囲1号線災害復旧事業に対して充当率100%でございます。

次に、歳出について申し上げます。

9ページ、災害復旧費、公共土木施設災害復旧費、道路災害復旧費、委託料2,000千円の追加は、入山周囲1号線災害復旧工事測量設計委託、工事請負費1,500千円の追加は、入山周囲1号線災害復旧工事でございます。

今回の補正は、令和2年7月25日、梅雨前線の豪雨により町道入山周囲1号線が被災したことによる補正でございます。早急に対応する必要があるため、令和2年7月27日付でやむなく専決処分をさせていただきましたので、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し、ご承認をお願いするものでございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 7番。25日の罹災で27日の専決、ここは素早い対応だろうということでもあれですけども、歳出というか、要はこの工事の財源と小職の議では河川の法面というふうに理解していますので、この県の工事ではないのかということにお答えいただきたいのと、それとこの地方債、この地方債の償還というか交付税措置であるとか、はたまた措置のパーセントとか、そのあたり少しお聞かせ願いたいです。

○議長（谷重幸君） 産業建設課長。

○産業建設課長（河合恭生君） お答えさせていただきます。

今回、議会に提出させていただいております補正予算の資料の2ページ目です。

裏面の最下段に、参考ということで報告第1号ということで資料を添付させていただいております。

今回、災害復旧事業のこの専決処分に係る経費におきましては、まず災害復旧事業に係る測量設計業務ということで2,000千円予算化させていただきました。これにつきましては、充当率が100%のうち交付税措置が47.5%ということで、実質的な町の負担につきましては2,000千円の52.5%ということになります。

続きまして、工事費でございます。応急仮工事ということで1,500千円、これにつきましては国が3分の2、それから地方債が残りに対しまして100%充当ということで500千円、一般財源はゼロでございます。うち、交付税措置が95%ということで、この工事費1,500千円に対しましては実質負担として1.7%というところでございます。

続きまして、この災害復旧事業の事業主体はどちらかというご質問でございますけれども、この7月25日の夕刻、それから翌26日の午前、その後におきましても発災当初から河川管理者である和歌山県さんと協議を重ねてきてございます。その中で、いわゆる災害復旧の基本原則というものがございまして、現場のこのお手元の資料の写真をちょっとご覧いただきたいんですけれども、この被災箇所でございます。簡単に申し上げますと、この写真でいきますと、すみません、右側に入山の山があつてそれから道路があつて、西川があるというような地形的な状況でございます。

この入山周囲1号線、当然河川の護岸でもあり、町道でもあるということで、災害復旧事業におきましては兼用工作物という名称で整理されているところでございます。いわゆる河川の護岸と道路が兼用となっている工作物と。この兼用工作物につきましては、効用の大きいほうが災害復旧事業を行うということになっているわけございまして、これは先ほど申しあげました国土交通省のホームページですとか、当然和歌山県、それから他県の災害復旧の指針等にも記載されているところでございます。

ということで、それらを適用いたしますと、ここの右側に山があつて、それから道路があつて河川がある、こういう兼用工作物につきましては効用の大きさを判断いたしますと道路管理者のほうで災害復旧に当たるべきものと整理されているわけでございます。

一方、対岸につきましても町道と河川の護岸との兼用工作物でございます。対岸の右岸側がもし同じように被災いたしますと、破堤のおそれがあります。そういうことから勘案しますと効用のほうは河川管理者のほうが大きいということになりますので、今回のケース、この左岸側におきましては道路管理者、右岸側においては、もし右岸側で同じような災害が発生しておれば河川管理者である和歌山県が復旧に当たると、そういうすみ分けとなっているところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 財源の内容はよく分かりました。

そうしますと、要は堤防単独じゃないから町で見やな仕方がないと、途中で課長が効用、効用とおっしゃっていましたが、その効用と言葉で聞くとあれですけども、漢字的には「効用」でいいのかな、公じゃないのか。効能というか、効き目が、恩恵が要は道路のほうがようけ受けているからという理解で、うちがしなきゃならないと。ということは、これに伴う、先走ったらあれやけれども、本工事も同じ理屈という理解でいいか。

分かりました。結構です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、報告第1号 専決処分事項の報告（令和2年度美浜町一般会計補正予算（第6号））については、承認することに決定しました。

日程第2 報告第2号 令和元年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） 報告第2号 令和元年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてご説明申し上げます。

先に、令和元年度決算に係る健全化判断比率について申し上げます。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定の中で、地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告し、かつ、当該健全化判断比率を公表しなければならないとなっております。

まず、当町の算定結果では、実質赤字比率並びに連結実質赤字比率につきましてはどちらも黒字決算なので、赤字比率は発生なしということでございます。

また、実質公債費比率は公債費に公営企業の元利償還金に対する一般会計からの繰入金や、一部事務組合の地方債の元利償還金に対する町の負担金などを加えて算出する指数で、実質的な公債費の標準財政規模に対する比率でございまして、6.7%でございまして、なお、早期健全化基準は25%、財政再生基準は35%であります。

将来負担比率は、地方債の残高をはじめ一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が標

準財政規模に占める比率でございまして、57.2%でございます。なお、早期健全化基準は350%であります。前年度と比較して実質公債費比率は0.5%、将来負担比率では1.8%の増となっております。

次に、資金不足比率の報告についてご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定では、公営企業を営営する地方公共団体の長は、毎年度当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならないとなっております。

当町での対象会計は、農業集落排水事業特別会計、公共下水道事業特別会計及び水道事業会計の3会計で、これらいずれの会計につきましても資金不足比率は発生しておりませんので、資金不足発生なしという結果でございます。

健全化判断比率のうち、1つでも早期健全化基準以上となった場合には財政健全化計画を、また資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合にも経営健全化計画を定める必要がありますが、当町は全ての基準を下回りましたのでこれらの計画の策定は必要ございません。

以上が、報告第2号でございます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 特段あれなんです、今の細部説明の中でも実質公債費比率、将来負担比率共に微増しているやの報告でございました。これは、多分10年ぐらい前から公表だったように記憶していますが、その頃からするとどれぐらい増加しているのか、また変わらないのか、ちょっと記憶が曖昧であれですけども、何かかなり増加しているやにも感じますので。当然、基準よりもまだまだね、大きく下回っていますのでそのあたりの心配はしていないんですが、やっぱり将来の将来ということを考えますと、この伸びがどうなのか、またそれに対してどのようにお考えになっているかというところを少しお聞きしたいです。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

まず、実質公債費比率、前年度と比較いたしまして0.5%の増となっております。この主な要因につきましては、普通交付税また臨時財政対策債の発行可能額の3か年平均が減少したのとなっております。

この実質公債費比率についてですが、過去の推移でいきますと5年前からいきますと平成26年度は8.0、27年度では6.8、28年度では6.0、29年度では5.8、30年度では6.2、令和元年度では6.7といったところで、ここ数年というか近い過去二、三年については同程度の推移となっているところでございます。

続いて、将来負担比率、こちらについては1.8%の増といったところでございまして、

主な要因につきましては地方債残高が増加となったことによるものでございます。その中でもですね、緊急防災・減災事業債の借入れによりまして一般会計の地方債の残高が86,281千円増加したことが主な要因となっております。

過去の推移からいきますと、26年度では45.2%、27年度では42.4%、28年度では49.9%、29年度では53.9%、30年度では55.4%、令和元年度につきましては57.2%といったところで、過去3年間比較いたしましても同程度の指標となっているところで、当町のほうは健全財政と言えらと思います。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 現状が健全ということに対して、何ら疑問を差し挟むことはないんですが、ただやっぱりちょっと今のご説明では将来負担比率についてはここ5年で10%強の伸びとなっていますよね。そのあたりが、始まりはもうちょっと低かったような記憶があったので聞いたんですけども、このあたり危惧する要素にはならないんですかね。

健全化の判断基準が350なので、これが50だろうと80だろうと明らかに低い数字なのでそうなんでしょうけれども、何か順調に増えていっているというのは気持ちが悪いような気がしますので、そのあたりは財政としてはどのようにお考えなんですか。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

こちら、将来負担比率の今後につきましては、ここ最近につきましては町債の借入れがどうしても増えているところがございます。そういったところで、若干今後につきましては将来負担比率というのが増加傾向になってくると推測します。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

本件については、報告事項ですので、これで議了します。

日程第3 議案第1号 美浜町議会議員及び美浜町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） 議案第1号 美浜町議会議員及び美浜町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について細部説明を申し上げます。

公職選挙法の一部を改正する法律が令和2年6月12日に公布され、同年12月12日から施行されることになりましたので、本条例を制定するものでございます。

制定内容につきましては、町議会議員選挙及び町長選挙における選挙公営の拡大で、選挙運動用の自動車の使用、ビラの作成、ポスターの作成が公費負担となるものでございます。

以下、条文に沿ってご説明申し上げます。

第1条は、本条例の趣旨を定めたものでございます。

第2条は、選挙運動用の自動車の選挙公営制度につき、候補者1人当たりの選挙運動期間における限度額を規定してございます。ただし、当該候補者が供託物を没収された場合は、公費負担の請求はできません。

第3条は、選挙運動用の自動車の選挙公営制度を利用するに当たり、有償契約を締結し委員会に届出する必要があることを定めてございます。

第4条は、選挙運動用の自動車の選挙公営制度を利用するに当たり、各契約ごとの公費負担の規定と支払い手続についてでございます。

第5条は、選挙運動用の自動車の使用の契約について、同一の日に複数の契約がある場合には両方の制度を同時に利用することはできないことを定めてございます。

第6条、第7条は、選挙運動用ビラの作成の公費負担と公営制度の適用を受けるためには有償契約を締結し委員会に届出する必要があることを定めてございます。

第8条は、選挙運動用ビラの公費負担額の規定と、支払い手続についてでございます。

第9条、第10条は、選挙運動用ポスターの作成の公費負担と公営制度の適用を受けるためには有償契約を締結し委員会に届出する必要があることを定めてございます。

第11条は、選挙運動用ポスターの公費負担額の規定と、支払い手続についてでございます。

第12条は、委任規定を定めてございます。

附則といたしまして、この条例は令和2年12月12日から施行し、施行の日の前日までに告示された選挙については従前の例によるものでございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第1号 美浜町議会議員及び美浜町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第2号 美浜町津波避難タワー設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。防災企画課長。

○防災企画課長（大星好史君） おはようございます。

議案第2号 美浜町津波避難タワー設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしております新旧対照表についてもご参照ください。

令和元年9月より工事着手してまいりました田井畑地区津波避難施設について、令和2年10月末をもって完成し、11月1日から避難施設として供用を開始する予定でございます。このことにより、施設の名称や位置に関する規定である第2条中の表において、このたび完成する田井畑地区津波避難タワーに関する事項を追加するものでございます。

附則といたしまして、施行日を令和2年11月1日としています。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 7番。たしか、これにあまり関連するわけとかあれですけども、浜ノ瀬地区のほうは何か名称とか愛称を募集して何かに決まったやに聞いた記憶がありますが、この田井畑地区のほうは横に併設みたいな感じなので、特段そんな愛称的なもの考えているのか、そういうことはないんですか。

○議長（谷重幸君） 防災企画課長。

○防災企画課長（大星好史君） お答えします。

浜ノ瀬地区もそういうふうな愛称を定めておりますので、一度地区の役員の方にもご相談させていただいて、していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第2号 美浜町津波避難タワー設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第3号 美浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。教育課長。

○教育課長（太田康之君） 美浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしています新旧対照表についてもご参照ください。

今回の改正は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

改正内容については、連携施設確保の基準の緩和、食事提供の搬入施設の範囲拡大、事業所の施設または設備基準、利用定員の設定によるものでございます。

第6条の保育所等との連携では、家庭的保育事業者等は利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園を適切に確保しなければならないとなっております。

同条の第2項から第5項を追加することにより、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保の緩和と、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき引き続き必要な教育または保育が提供されるよう必要な措置が講じているときなどは、連携施設の規定を適用しないこととするものでございます。

第16条の食事の提供の特例では、家庭的保育事業所等内で調理する方法以外に、規定する施設において調理し搬入する方法により行うことができるとされており、同条第2項の搬入施設の要件に第4号を追加することにより、保育所、幼稚園、認定こども園等から調理を受託している事業者などを、搬入施設として範囲を拡大するものでございます。

第28条では、小規模保育事業A型を行う事業所の設備基準の改正、第42条は事業所内保育事業を行う者の利用定員の設定の改正、第43条では保育所型事業所内保育事業者の設備の基準を改正するものでございます。第45条の連携施設の特例では、保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって保育の適切な提供に必要な相談、支援など連携協力を求めることを要しないとされ、同条に第2項を追加することにより、満3歳以上に係る保育体制の整備や地域の事情を勘案して町長が認める者については、連携施設の確保をしないことができるとした基準の緩和でございます。

そのほか、文言などの追加などを整理するものでございます。

また、事業者は事業を開始する上で町への手続が必要であり、この基準により確認するもので、現時点において手続を行った事業所はございません。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行いたします。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） 4番です。大変理解力不足で申し訳ないんですが、もうちょっとかみ砕いてご説明していただければと思います。何となく、美浜町には関係ないんやというところがお見受けするんですが、できれば私らのほうにも分かりやすくご説明していただければと思います。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（太田康之君） この家庭的事業者等というこの事業者は何を指すのかというところやと思います。それに関しては、まず4事業に分かれております。

1つは、家庭的保育事業というものがあります。それは、預かる人数が5人以下、それを事業所内で面倒を見る、保育するとかいうような形になっております。その保育資格に

については、ある研修で受けたりとかそういうような中で受けられるということになっております。

それと、次に小規模保育事業というのがあります。これについては、6人から19人まで預かる事業所、あるいは6人から10人以下に預かる事業所、こういうふうな事業区分に分かれております。

それと、居宅型保育事業、これはベビーシッターみたいなものです。1人に対して1人というふうなつき方で、家庭で面倒を見るというような形です。

最後に、事業所内保育事業というのがあります。これに関しては、例えば美浜町のくろしお保育所、中身は事業所内保育ということでやっております。でも、そこはこの基準に基づいて町に許可あるいは確認を受けていない無認可の保育所ということなのです。

今、もしそういう基準でいくとなれば、くろしお保育所がこの基準に当てはまってくるのではないかなと思っております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） この変更によってですね、変更で重要な代替保育の意味をちょっとお聞きしておきたいんです。

それと、代替保育をするときに連携施設がなくても認められるというふうに捉えたんですけども、その代替保育の意味と連携施設がこのようなことを加えることによって、別にそれがなくても、保証されていなくてもいいということの関連というのか、そこがちょっと分かりにくいんです。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（太田康之君） この新旧対照表の中の2ページ目になります。

2ページ目の第6条の第2号になるんですが、そこに必要に応じて代替保育というところを書いております。その括弧書きの中です。家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育ということになっております。

それと、今、もう一つはその事業の緩和、代替保育の連携の緩和というところなんですけど、その下の項目からいろいろ出ているんですが、もともとはこういう家庭的保育事業者に関しては保育所であったり幼稚園、認定こども園、ここと連携しなければならないということになっております。ただ、今回のこの改正により、そこでなくても同じ事業所でも見ることができますよということの緩和をしたということなのです。

以上です。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） 同じ事業所で見るとというのがちょっと分かりにくかったんで、もう一回教えてもらえませんか。同じ事業所というのは、その家庭的保育事業所同士で見るとということですか。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（太田康之君） 先ほど北村議員にも答弁した内容なのですが、家庭的保育事業者、それと小規模事業者、それと居宅型保育事業者、それと事業所内の保育事業者でも見ることができるということです。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第3号 美浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第4号 美浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。教育課長。

○教育課長（太田康之君） 議案第4号 美浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしています新旧対照表についてもご参照ください。

今回の改正は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する府令が施行されたことに伴い、本条例の一部を改正するものがございます。改正内容については、幼児教育・保育の無償化に伴う食事の提供に要する費用の取扱いの改正と、主に用語等を整理するものでございます。

第13条第4項では、保育料以外に提供される便宜に要する費用の支払いを教育・保育給付認定保護者から受けることができるとあり、同項3号に食事の提供に要する費用に満3歳以上の副食費の免除基準と満3歳未満の食事の免除を追加するものでございます。具体的には、満3歳以上の子どもの保護者の所得や兄弟姉妹の人数により免除するものの規定を定めるものでございます。

用語等の整理については、「支給認定」が「教育・保育給付認定」に、「支給認定保護者」「支給認定子ども」が「教育・保育給付認定保護者」「教育・保育給付認定子ども」にそれぞれ整理するものでございます。そのほか、文言などの追加などを整理するものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行いたします。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 私も、理解不足であれかも分かりません。

要は、今の細部説明をお聞きしますと、利用者というか対象者というか、教育・保育を受ける者のその3歳児、3歳児未満とか、免除の規定を緩和するというか、対象者に対して有利・不利はあまり申し述べるのはいかがかと思いますが、そんなふうにより有利な方向によりそういう対象者に寄り添った形の改正という理解でいいのかどうかだけお願いします。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（太田康之君） まずは、保育料が無償化に昨年の10月からなったということに伴って、保育所に通っている2号認定の子ども——3歳から5歳、そこについては、前には保育料の中に副食費が含まれておったと、それが今回の改正でなくなったと。それに対して、もらわなければならないという中で、免除基準というのか副食費を提供するというような、この場合条例では提供するという形になっていますけれども、俗に免除するというような形で理解しています。

その中で、住民税の所得割に基づいてその免除基準を設ける、それと過去にもずっとあったんですが、保育料のときにもあったんですが3人目に対してはそれを免除するという規定を明確にしたというものです。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第4号 美浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第5号 物品購入契約の締結についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。教育課長。

○教育課長（太田康之君） 議案第5号 物品購入契約の締結について細部説明を申し上げます。

小・中学校GIGAスクール用コンピュータについて、本町は和歌山県市町村教育情報課推進協議会におけるGIGAスクール構想、1人1台の端末整備に係る共同調達に参加し、先般、協議会が入札を実施し落札業者が決定いたしました。その後、協議会と落札業者が協定書を締結し、それを基に各市町村がおのおの契約を締結していくことになってご

ございます。

小・中学校GIGAスクール用コンピュータの物品購入契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであり、契約金額については20,381,680円、契約の相手方については和歌山県和歌山市内原1000番地の1、和歌山ゼロックス株式会社、代表取締役酒本正志氏でございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） この締結についてなんですけど、20,000千円の随意契約ということで、県の入札の経緯とかそういうのをちょっと詳しくお聞きしたいなと思います。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（太田康之君） お答えします。

まず、県の共同調達で入札を実施したのが8月12日に実施しております。それで、同日付で契約に至っております。それを基に、8月13日、私どもで仮契約をしております。それで、今回をお願いするものでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） いいですか。7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） まず、今のに関連してですけれども、8月12日に入札して契約と。その入札の内容を聞いたのと違うのかな。誰が、どこがどうかどれぐらいとか、いつもこういうのがあると、参加業者であるとか入札額であるとか、そんなことも聞いているのではないかなと思いますが、分かるんでしたらお答え願いたい。

それと、もう一点、この契約金額、これ税金は要らないのか。消費税。税込みになるのか別なのかというのが、いつもこういうのは括弧税込みとか税別とかいろいろ表記があるのに、それがちょっと一番大きな疑問だったんですけれども、そのあたり分かる範囲でお願いします。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（太田康之君） まず、1つ目の入札の関係ですが、県から聞いておるのは2業者が参加しております。そのうちの1業者である和歌山ゼロックスが落札したというのに基づいて協定書を締結し、町がそれに基づいて契約をしたとこういうことです。

それと、金額の内容ですが、これについては失礼しました、税込みです。よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第5号 物品購入契約の締結については、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。再開は10時05分です。

午前九時四十九分休憩

———・———
午前十時〇五分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。

日程第8 議案第6号 令和2年度美浜町一般会計補正予算（第7号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） 議案第6号 令和2年度美浜町一般会計補正予算（第7号）について細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億16,485千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を50億80,650千円とするものでございます。

まず、3ページ、第2表地方債補正の変更は、若野頭首工改良事業負担金（2期）、入山周囲1号線災害復旧事業の追加によるもの、臨時財政対策債は、本年度の普通交付税の算定により発行可能額が確定したことによるものでございます。

では、歳入からご説明申し上げます。

7ページ、地方特例交付金3,466千円の追加は、地方特例交付金の確定によるものでございます。

地方交付税、普通交付税22,396千円の追加は、財源調整によるものでございます。

分担金及び負担金、負担金、民生費負担金、社会福祉費負担金、老人福祉費負担金2,340千円の追加は、養護老人ホームの措置人数の増によるものでございます。

使用料及び手数料、使用料、商工使用料、キャンプ場使用料1,300千円の減額は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点よりキャンプ場を閉鎖したことによるものでございます。

9ページ、国庫支出金、国庫負担金、災害復旧費国庫負担金、公共土木施設災害復旧費国庫負担金8,333千円の追加は、入山周囲1号線災害復旧事業の国庫負担金でございます。補助率は、3分の2でございます。

国庫補助金、民生費国庫負担金、児童福祉費補助金2,290千円の追加は、子ども・子育て支援交付金の追加でございます。

総務費国庫補助金、戸籍住民基本台帳費補助金、社会保障・税番号制度システム整備費

補助金9, 148千円の追加は、住民基本台帳システムと戸籍システムの改修費に係る補助金でございます。

新型コロナウイルス感染症対策費補助金54, 737千円の追加は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加でございます。

県支出金、県補助金、民生費県補助金、児童福祉費補助金1, 790千円の追加、衛生費県補助金、保健衛生費補助金500千円の追加は、子ども・子育て支援交付金、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の追加でございます。

農林水産業費県補助金、農業費補助金、多面的機能支払推進事業交付金828千円の追加は、水土里情報システムの導入に係る補助金、人・農地問題解決加速化支援事業費補助金932千円の追加は、後継者の有無等をアンケートで確認するための郵便料と人材派遣の補助金でございます。

消防費県補助金、消防費補助金53千円の追加は、わかやま防災力パワーアップ補助金の追加でございます。

11ページ、諸収入、雑入、コミュニティ助成2, 500千円の減額は、交付決定額の減額によるもの、雇用保険料自己負担分は1千円の追加、売店売上収入120千円の減額は、キャンプ場を閉鎖したことによる皆減、過年度医療費補助金306千円の追加は、補助事業の精算による追加交付、消防団員安全装備品整備事業助成585千円の追加は、消防関係資機材の購入助成でございます。

町債、農林水産業債、公共事業等債1, 300千円の追加は、若野頭首工改良事業負担金（2期）に対して充当率90%でございます。

災害復旧事業債、公共土木施設災害復旧事業債4, 100千円の追加は、入山周囲1号線災害復旧事業に対して充当率100%でございます。

臨時財政対策債7, 300千円の追加は、今年度の普通交付税算定により発行可能額が確定したことによるものでございます。

次に、歳出について申し上げます。

13ページ、総務費、総務管理費、一般管理費1, 593千円の追加は、会計年度任用職員の人件費の追加でございます。

諸費、負担金補助及び交付金、コミュニティ助成事業2, 500千円の減額は、交付決定額の減額によるものでございます。

償還金利子及び割引料13, 481千円の追加は、各補助事業の精算による償還金の追加でございます。

地方創生事業費、負担金補助及び交付金1, 000千円の追加は、地域おこし協力隊起業支援補助金でございます。

新型コロナウイルス感染症対策費、需用費6, 442千円の追加は、マスク、防護服等の購入費でございます。

役務費38千円の追加は、備蓄倉庫新築工事に伴う建築確認申請手数料。

委託料、インフルエンザ予防接種委託料3,000千円の追加は、重症化リスクの高い65歳以上の方を対象に接種費用の自己負担分を補助するための費用、備蓄倉庫新築工事設計監理委託業務は2,000千円の追加、避難所（和田小体育館）床改修工事設計監理委託業務は550千円の追加でございます。

工事請負費は、備蓄倉庫新築工事16,000千円の追加は、役場庁舎の西側に新型コロナウイルス関係備品等を備蓄するため、2階建ての倉庫を新築するものでございます。

避難所（和田小体育館）床改修工事23,843千円の追加は、避難所である和田小学校体育館の床の改修を行うものでございます。

備品購入費8,905千円の追加は、災害用備蓄品としてクイックシェルター、センサー式体温計、マルチハウス等の備蓄品、議場や会議室などで使用するための空気清浄機の購入費用でございます。

15ページ、戸籍住民基本台帳費、委託料9,148千円の追加は、マイナンバー制度に関する住民基本台帳システムと戸籍システムの改修費でございます。

統計調査費の補正は、国勢調査による歳出科目の振替えでございます。

民生費、社会福祉費、老人福祉費、報償費1,230千円の減額、委託料11千円の減額、使用料及び賃借料533千円の減額は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により敬老会を中止したことによるものでございます。

扶助費、老人福祉施設措置費3,810千円の追加は、養護老人ホームの措置人数の増によるものでございます。

17ページ、児童福祉費、児童福祉施設費、負担金補助及び交付金2,872千円の追加は、認可保育所負担金、認可外保育所等負担金の追加、新型コロナウイルス感染症対策補助金は学童保育への補助金で、全額補助事業でございます。

衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費、需用費1,000千円の追加は、新型コロナウイルス感染症対策としてフェースシールド、非接触式体温計等の購入費でございます。

繰出金809千円の追加は、若野頭首工改良事業に伴う水道会計への出資金でございます。

農林水産業費、農業費、農業振興費、役務費69千円、委託料863千円の追加は、人・農地問題解決加速化支援事業を活用し、実質化された人・農地プランを作成するためのアンケート調査に係る郵便料や、水土里情報システムの入力作業を行う人材の派遣委託料であり、5年から10年後の農地利用の在り方を見える化するものでございます。

使用料及び賃借料、水土里情報システム利用料203千円、備品購入費、GIS編集ソフト625千円の追加は、人・農地プランの実質化に伴い地図情報システムを導入するものでございます。

農地費、使用料及び賃借料242千円の追加は、既に執行した重機借上料を補填するものでございます。

負担金補助及び交付金1,416千円の追加は、若野頭首工改良事業負担金（2期）の

追加でございます。

19ページ、林業費、林業総務費、工事請負費450千円の追加は、老朽化している役場庁舎の西側に建築している資材倉庫の解体費でございます。

水産業費、漁港建設費、工事請負費1,800千円の追加は、三尾漁港北防波堤を部分的にかさ上げするための工事費でございます。

商工費、観光費1,088千円の減額は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点よりキャンプ場を閉鎖したことによる関連する経費の皆減でございます。

土木費、土木管理費、土木総務費、負担金補助及び交付金44千円の追加は、和歌山県土木積算システム利用連絡協議会への負担金でございます。

21ページ、道路橋梁費、道路新設改良費、役務費230千円の追加は、用地買収に伴う地積測量図作成手数料の追加でございます。

工事請負費6,300千円の追加は、和田東16号線排水改良工事、今池本ノ脇線樹木伐採工事、三尾地区排水改良工事などの町単独工事でございます。

消防費、消防施設費、備品購入費614千円の追加は、消防団員の安全を確保するためバルーン型LED照明器、発電機の購入費でございます。

教育費、こども園費、ひまわりこども園費、備品購入費1,000千円の追加は、新型コロナウイルス感染症対策としてパーティション、殺菌庫の購入費でございます。

災害復旧費、公共土木施設災害復旧費、道路災害復旧費、工事費13,500千円の追加は、梅雨前線の豪雨による町道入山周囲1号線が被災したことによる復旧工事費でございます。

以上で、歳出の補正についてご説明申し上げました。添付資料といたしまして、給与費明細書、地方債の現在高の見込みに関する調書を添付いたしましたので、ご覧いただきたいと思っております。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 16ページが一番上の、住民基本台帳システム改修、これ、どんな改修なのか、我々に分かるのか、改修内容が分かるようでしたら、分からなかったらもう。マイナポイントとかそういうのは関係ないのかなとか思ったり、いろいろあるんですけれども、分かれば結構です。

その下の総務費、統計調査費、国調関連とおっしゃっていましたがけれども、昔も聞いたのかどうか、複製使用料って、ほんの僅かな額ですけれども、ちょっと名称があれなので何か聞きたいなど。

ほかもあるけれども、取りあえずは、はい。

○議長（谷重幸君） 住民課長。

○住民課長（中西幸生君） お答えします。

今回のシステム改修に関しまして、戸籍のシステムと住基のシステムがございまして、

その内容につきましてですけれども、2点ございます、今回の改修は。

1点目は、マイナンバーカードというの、個人認証するのは住民票を基礎とした制度で認証しております、1点目は国外転出者の方が転出すると住民票が消除されるということになっています。となりますと、今度海外で仮に使ったり、帰ってきて使うことになっても、公的の個人認証するシステムがない状態で個人認証ができないということで、そのことを補うために戸籍のシステムへ、今、戸籍の附票というのは名前と住所しか載っていないんですけれども、そこへ4情報、あと生年月日、性別を追加するというシステムの改修が1点です。

もう1点につきましては、戸籍事務に関しましてもまだ今、マイナンバーとひもづけはされていないんですけれども、それをひもづけするために戸籍のデータ、それを総務省のシステムに転送する形に将来的になるんですけれども、その転送するためのシステムの整備に係るものです。

以上です。

○議長（谷重幸君） 防災企画課長。

○防災企画課長（大星好史君） お答えします。

複製使用料につきましては、ゼンリン社発行の地図を我々国勢調査用に購入しておるんですけれども、それを複製するための使用料、コピーして使用するための使用料ということでございます。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） よく分かりました。

で、ちなみにというところであれですけれども、うちの美浜町でのマイナンバーカードってどれぐらい出ているんですか。数字が分かれば、はい。

○議長（谷重幸君） 住民課長。

○住民課長（中西幸生君） 交付の枚数に関しましてですけれども、8月31日現在で982枚、パーセンテージにしますと13.8%。今年につきましては、例年となく増えておりまして、やはりマイナポイントの関係がございまして結構窓口が混雑する状況もございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） 14ページ、負担金補助及び交付金のところで地域おこし協力隊の起業支援補助金1,000千円、大体のおおよそはつくんですけれども、これもちょっと詳しくお願いしたいのと、その下の備蓄倉庫、工事請負費の備蓄倉庫の新築工事、これも水にはつかるとは思うんですが、今後もし何か災害があれば。もう一度、ちょっとかさ上げとかしていくのかどうか、そういうところ、その2点をお願いします。

○議長（谷重幸君） 防災企画課長。

○防災企画課長（大星好史君） お答えします。

まず、地域おこし協力隊の補助金でございますけれども、これは総務省の地域おこし協力隊要綱の中に、地域おこし協力隊が起業などをする場合の経費について、1人当たり1,000千円を上限とする補助を行うことができるとなっております。

これにつきましては、今現在、地域おこし協力隊がおるわけですが、この10月末をもって任期終了となります。その後、4か月会計年度任用職員として美浜町に勤めていただきまして、来年4月からはもう地域おこし協力隊、また美浜町役場から離れるような格好になります。ただ、もう住居のほうも決まりまして町内で住んで起業して業を行っていくというふうなことを聞いております。

この必要経費の例としまして、設備に関する費用であったりですね、法人登記に要する費用であったり、あとマーケティングに要する費用であったりという経費に対して用いることができるというような補助金でございます。

何を起業するかというところでございますけれども、もともとウェブデザインの技能をお持ちの方ですのでウェブデザインの仕事をしていく。それと、プラス美浜町、また日高郡内のできれば特産品であったり観光地であったりというようなところの出版物の発行なんかをしていきたいというふうに聞いております。

それと、次に備蓄倉庫ですが、議員おっしゃられるとおり、役場付近は1m50ほど浸水するんですが、今回の建物は2階建てにしまして、つかからないところに備蓄をするというふうなことを考えております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） 10ページに関わってなんですけれども、11番の新型コロナウイルス感染症の対策補助金についてなんですけど、この地方創生臨時交付金の国への申請というのは今回のこれで最後になるのかどうか、また今後このような形を求めていくのかどうか、そこをちょっとお聞きしたいんです。

○議長（谷重幸君） 防災企画課長。

○防災企画課長（大星好史君） お答えします。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についてですけれども、1次、2次というふうな交付を受けております。今後の予定といたしましては、確定ではございませんけれども、3次の交付があるのではというふうに伺っております。ただ、今後の予定については今のところ詳しい内容も来ておりませんので、未定というふうなところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 18ページ、まん中の衛生費の繰出金、水道会計出資金で、ここが主眼で聞くのではないですが、その一番下段、一番下、農林水産業費での負担金補助金、若野頭首工、いわゆる取水のところだと思うんですが、これは水道会計ではないん

ですか。それとも、この農業用水部分でのことになるのか。

農業用水があそこから取水しているかどうかは、僕よく知らないんですけども、その辺、若野頭首工というと上水道と何かイコール的な頭があったもので、その辺整理したく、少しご説明願えますか。

○議長（谷重幸君） 産業建設課長。

○産業建設課長（河合恭生君） お答えさせていただきます。

このページの18ページの農地費の負担金1,416千円につきましては、農業用の部分でございます。水道会計出資金というのは、上水道の水道側の負担分ということでございます。

当初、この若野頭首工、1期も含めまして平成27年度から負担金を払って事業を進められているところでございます。農業用負担分として、全体の事業費の95.882%、残りの4.118%は水道さんが負担するということでやってきております。

農業用負担分につきましては、国・県の補助金を活用し県営事業で、あと残りの半分を美浜町、日高町、御坊市さん、受益者面積案分で払ってきております。残りの半分につきましては、日高川土地改良区、日高町土地改良区、美浜町土地改良区が農業用分を負担しているところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 上下水道課長。

○上下水道課長（大江裕君） ちょっと、補足でお答えします。

若野頭首工というのは、水道の関係でよく出てくるのは間違いない事実でございます。皆さんご存じで、若野頭首工から美浜町、御坊市の水道は水利権をいただいて取水しているという格好になってございます。基本は、農業用の施設を貸していただくというか、利用させていただいて取水させていただいているという名目というか、事実ということでございます。

今回、水道のほうでも補正が出てくるんですけども、この分については今、一般会計のほうから出資していただいて、水道のほうから負担金を支払っているという格好になってございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） 14ページの24に関わってですけども、今回予定された備蓄倉庫なんですけれども、これについてはこの項目で感染症対策費で購入するということに判断した理由と、それから今回新たに消耗品等々を買うことにはなると思うんですけども、これらの購入されたものというのはここで置くということになるのか、それとも今あるところで保管しておくということになるのか、2つお聞きしたい。

○議長（谷重幸君） 防災企画課長。

○防災企画課長（大星好史君） まず、この倉庫の新築工事についてお答えします。

いろいろ新型コロナウイルス感染症対策として消耗品、消毒液であったりマスクであったりというのを購入してきているところなんですけれども、和歌山県のほうから段ボール間仕切りという段ボール間仕切りの提供を受けます。人数は556人分受けるというところでございます、その段ボール間仕切り等を備蓄する分もございますので、今回の新型コロナウイルス感染症対策費の中の申請へ入れさせていただいたというところでございます。

ほかの災害用の備蓄品につきましても、この倉庫のほうへ備蓄したいなと、備蓄していく予定です。急に要るものもありますので、その場所に備え付ける分もあると思いますけれども、基本的にはここの備蓄倉庫が完成した暁には、ここの倉庫に備蓄する予定です。以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 具体的などうこうじゃないんですけれども、一般質問で聞くような話なのかも分かりませんが、補正予算後にこの令和2年度の一般会計が50億を超えます。先ほど来の質疑の中でも、まだ3次、4次のコロナ補正があるかもしれない。ということは、この数字は、50億八千何がしの数字は大きく伸びていくんだろうと容易に推測ができるわけですが、この大台、一つの区切りの大きな数字だと思います。

この辺を超えたところでの財政当局なり、町長ご自身どのように感じられて、今後どのようなかじ取りとか、大きな数字なのでひとつその辺の心構えがあれば少しお聞かせ願いたいと思います。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 谷議員にお答えいたします。

補正をするたびに、どんどん予算が膨らんでくる、今回50億を超えたときには、へえっと本当にびっくりしまして、美浜町でもこれが初めてだと考えております。

今回、コロナの関係で国からも交付金を頂いたので伸びてきているとは思いますが、私ども、40億までで何とかこう毎年、今、来ていますので、それを維持できたという私の思いでございます。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

まず、令和2年度の当初予算の規模につきましては38億93,370千円でございます。その後、新型コロナウイルス感染予防対策等々ございまして、補正額につきましては11億87,280千円、現計予算額につきましては50億80,650千円といったところでございます。

今後につきましてもですね、12月補正、3月補正とございます。特に、3月補正につきましては財政調整基金の積立等もございまして、その辺で50億、52、3億ぐらいには最終的にはなってくるのではなかろうかと推測をしているところでございます。今回、これだけの予算規模となった理由につきましては、やはり新型コロナウイルス対策、それ

に関連しての予算が膨らんだといったところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） いいですか。8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） 14ページのところで、諸費のところに関わってコミュニティ助成事業のところは2,500千円の減額になるんですけども、このことによってどんな具体的に例えば事業として削っていかねばならないのか、その辺はちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（谷重幸君） 防災企画課長。

○防災企画課長（大星好史君） お答えいたします。

コミュニティ助成事業、これは宝くじの社会貢献の広報事業として毎年主に、主にというかもう毎年ですけれども、祭礼道具の新調であったりそういうふうな部分に活用していただいているところでございます。今年度につきましては、和田西地区及び田井畑地区のほうで申請がございましたので、2件県のほうへ申請させていただいたんですけども、採択が1件であったため2,500千円の減額をさせていただいております。

和田西地区につきましては、来年度また再度申請していただいで県のほうへ申請していただきたいというふうに考えております。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第6号 令和2年度美浜町一般会計補正予算（第7号）については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第7号 令和2年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。福祉保険課長。

○福祉保険課長（中村幸嗣君） 議案第7号 令和2年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）について細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,968千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を8億2,636,367千円とするものでございます。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

6ページ、繰越金、前年度繰越金1,645千円の追加は、財源調整によるものでございます。

諸収入、雑入3,323千円の追加は、前年度の国庫負担金及び支払基金の精算による

追加受入れ分でございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

8ページ、諸支出金、償還金及び還付加算金、償還金4,968千円の追加は、前年度の給付事業と地域支援事業の精算によるもので、国・県支払基金への償還金でございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第7号 令和2年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第8号 令和2年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（浦真彰君） 議案第8号 令和2年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,399千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を2億34,162千円とするものでございます。

まず、歳入からご説明申し上げます。

6ページ、繰越金、前年度繰越金は1,399千円の追加でございます。出納整理期間中に収入があった保険料を次年度へ繰り越したものでございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

8ページ、総務費、総務管理費、一般管理費1,399千円の追加は、後期高齢者医療広域連合に納付する保険料でございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第8号 令和2年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。再開は11時です。

午前十時四十四分休憩

———・———

午前十一時〇〇分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。

日程第11 議案第9号 令和2年度美浜町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（大江裕君） 議案第9号 令和2年度美浜町水道事業会計補正予算（第2号）について細部説明を申し上げます。

今回の補正は、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出の補正をお願いするものでございます。

それでは、10ページ、11ページ、補正予算実施計画の見積基礎の収益的収入についてご説明いたします。

営業外収益、雑収益809千円の追加は、県営水利施設等保全高度化事業負担金の追加分を一般会計から出資していただくものでございます。

収益的収入の補正額は809千円の追加で、水道事業収益合計は1億32,810千円となっております。

次に、12ページ、13ページ、補正予算実施計画の見積基礎の収益的支出についてご説明いたします。

営業費用、原水及び浄水費809千円の追加は、日高川水利施設周辺の法面工事の追加施工による県営水利施設等保全高度化事業負担金の追加でございます。

収益的支出の補正額は809千円の追加で、水道事業費用合計は1億22,748千円となっております。

次に、14ページ、15ページ、補正予算実施計画の見積基礎の資本的収入についてご説明いたします。

補償金、補償金6,545千円の追加は、県事業の西川河川改修に伴う配水管移設補償金でございます。

資本的収入の補正額は6,545千円の追加で、合計は67,330千円となっております。

次に、16ページ、17ページ、補正予算実施計画の見積基礎の資本的支出についてご

説明いたします。

建設改良費、配水管移設費6,545千円の追加は、県事業の西川河川改修に伴い寺田橋が撤去され、吉原地区と上田井地区との重要な連絡管である添架配水管も撤去されることによる給水支障をなくするための配水管バイパス工事でございます。工事箇所は、寺田橋から美浜大橋までの西川右岸と美浜大橋の河川部で、延長は約220mとなっております。

資本的支出の補正額は6,545千円の追加で、合計は99,863千円となっております。

最後に、18ページは補正後の予定キャッシュ・フロー計算書で、資金期末残高は2億22,769千円を予定しております。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第9号 令和2年度美浜町水道事業会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第10号 和田財産区管理委員の選任についてを議題とします。

本件、直ちに質疑を行います。2番、高野議員。

○2番（高野正君） 2番。上田氏でなければならない理由を説明してください。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

前委員の中西克治さんがお亡くなりになりました。その中西克治さんが、西中地区からの推薦によって選ばれております。

今回におきましても、西中の自治会のほうにですね西中地区からの推薦をお願いしたいということで当庁のほうから申出のほうをしまして、西中地区の役員会のほうでですね決めていただき、西中地区のほうから上田収司さんということで推薦のほういただきましたので、今議会のほうに上程をさせていただいたとそういう次第でございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第10号 和田財産区管理委員の選任については、同意することに決定しました。

日程第13 議案第11号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本件、直ちに質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第11号 教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

午前十一時〇七分散会

再開は明日17日、午前9時です。

お疲れさまでした。